

NISAに係るご確認事項

【NISA口座（一般NISA、つみたてNISA）共通】

1. NISA口座で受け入れできるのは当社で購入していただいた投資信託のみです。
つみたてNISAでは、当社取扱いの中でも一部の投資信託に限られます。
2. NISA口座でお預かりの投資信託の収益分配金の再投資は、一般NISA、つみたてNISAそれぞれで、非課税枠が上限に達した時には、特定・一般口座での買付けとなります。
3. 一般口座・特定口座で保有している投資信託はNISA口座への移管はできません。
また、当社のNISA口座で購入した投資信託を、他の金融機関のNISA口座へ移管することもできません。
4. NISA口座内の投資信託を換金しても、非課税枠の再利用はできません。
また、非課税枠は翌年以降に繰り越すこともできません。
5. NISA口座での取引で損失が発生しても、他の株式、投資信託などの譲渡益との損益の通算や上場株式の配当等との損益通算、損失の繰越控除はできません。
6. 収益分配金のうち、特別分配金（元本払戻金）はもともと非課税であり、NISAのメリットは享受できません。
7. 一般NISAとつみたてNISAは選択制であり、同一年に両方の利用はできません。変更を行なうときは暦年単位となります。

【一般NISA】

1. 一般NISAの各年の非課税枠に受け入れできる投資信託は120万円が上限です。
2. 非課税期間は、非課税枠が設けられた年から5年間です。
3. 非課税期間終了日に一般NISAでお預りの投資信託は、終了日の翌年1月1日に当社で新たに設定する一般NISAの非課税枠に移行（ロールオーバー）することができます。

【つみたてNISA】

1. つみたてNISAは、定期定額積立契約をお申込みいただいた方に限ります。
毎月の積立額、ボーナス増額と合計で40万円の非課税枠の範囲内でのお申込みに限られます。
注意：40万円の非課税枠を12か月で割ると、1か月当たり33,000円（ボーナス月はなしとする）となるため、1か月33,000円を超える引落額の設定はできません。
2. つみたてNISAを開始された日から10年後など「基準経過日」には、お客さまの氏名、住所を再確認いたします。同日から1年以内に確認ができないときは、つみたてNISAでの買付けを停止させていただきます。
3. 収益分配金は、つみたてNISAでご購入した投資信託に限り、つみたてNISAの非課税枠内で再投資できます。一般NISAから、つみたてNISAに変更したとき、一般NISAでお預りした投資信託の収益分配金は、課税口座での再投資に変わります。